

◇建築物エネルギー消費性能向上計画認定、変更認定申請手数料一覧 <焼津市>

申請単位：件

申請の区分			評価方法	手数料の額（単位：円）	
				新規認定	変更認定
市長が定める機関が交付した適合証を添付する場合 事前審査有り	一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		すべて	5,000	3,000
		住戸の部分の申請に係る戸数 (区分単位：戸)	1	すべて	5,000
	2以上～5以下		10,000		6,000
	6以上～10以下		17,000		10,000
	11以上～25以下		29,000		17,000
	26以上～50以下		49,000		29,000
	51以上～100以下		88,000		53,000
	101以上～200以下		139,000		83,000
	201以上～300以下		176,000		106,000
	301以上		188,000		113,000
	共用部分の床面積の合計 (区分単位：㎡)	300以下	すべて	10,000	6,000
		300超～1,000以下		17,000	10,000
		1,000超～2,000以下		29,000	17,000
		2,000超～5,000以下		87,000	52,000
		5,000超～10,000以下		137,000	82,000
		10,000超～25,000以下		174,000	104,000
		25,000超		217,000	130,000
	その他の部分の床面積の合計 (区分単位：㎡)	300以下	すべて	10,000	6,000
		300超～1,000以下		17,000	10,000
		1,000超～2,000以下		29,000	17,000
		2,000超～5,000以下		87,000	52,000
		5,000超～10,000以下		137,000	82,000
		10,000超～25,000以下		174,000	104,000
	住宅以外の建築物の床面積の合計 (区分単位：㎡)	300以下	すべて	10,000	6,000
		300超～1,000以下		17,000	10,000
		1,000超～2,000以下		29,000	17,000
		2,000超～5,000以下		87,000	52,000
		5,000超～10,000以下		137,000	82,000
10,000超～25,000以下		174,000		104,000	
25,000超		217,000		130,000	

◇建築物エネルギー消費性能向上計画認定、変更認定申請手数料一覧 <焼津市>

申請単位：件

申請の区分			評価方法	手数料の額 (単位：円)			
				新規認定	変更認定		
一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)			標準計算	37,000	19,000		
			誘導仕様基準	18,000	9,000		
一戸建ての住宅以外の住宅 右欄の額を合算 ※)	住戸の部分の申請に係る戸数 (区分単位：戸)	1	標準計算	37,000	19,000		
			誘導仕様基準	18,000	9,000		
		2以上～5以下	標準計算	75,000	38,000		
			誘導仕様基準	35,000	18,000		
		6以上～10以下	標準計算	106,000	55,000		
			誘導仕様基準	51,000	27,000		
		11以上～25以下	標準計算	150,000	78,000		
			誘導仕様基準	75,000	40,000		
		26以上～50以下	標準計算	215,000	112,000		
			誘導仕様基準	112,000	60,000		
		51以上～100以下	標準計算	309,000	163,000		
			誘導仕様基準	171,000	94,000		
		101以上～200以下	標準計算	418,000	223,000		
			誘導仕様基準	243,000	135,000		
		201以上～300以下	標準計算	549,000	292,000		
			誘導仕様基準	315,000	175,000		
		301以上	標準計算	644,000	341,000		
			誘導仕様基準	358,000	197,000		
		共用部分の床面積の合計 (区分単位：㎡)		標準入力法	300以下	118,000	60,000
					300超～1,000以下	149,000	76,000
1,000超～2,000以下	195,000				100,000		
2,000超～5,000以下	304,000				160,000		
5,000超～10,000以下	390,000				209,000		
10,000超～25,000以下	466,000				250,000		
その他の部分の床面積の合計 (区分単位：㎡)		標準入力法・主要室入力法	300以下	246,000	124,000		
				モデル建物法	94,000	48,000	
		標準入力法・主要室入力法	300超～1,000以下	309,000	156,000		
				モデル建物法	120,000	61,000	
		標準入力法・主要室入力法	1,000超～2,000以下	399,000	202,000		
				モデル建物法	158,000	82,000	
		標準入力法・主要室入力法	2,000超～5,000以下	569,000	293,000		
				モデル建物法	256,000	136,000	
		標準入力法・主要室入力法	5,000超～10,000以下	701,000	364,000		
				モデル建物法	334,000	181,000	
		標準入力法・主要室入力法	10,000超～25,000以下	829,000	432,000		
				モデル建物法	402,000	218,000	
		標準入力法・主要室入力法	25,000超	946,000	494,000		
				モデル建物法	471,000	257,000	
住宅以外の建築物の床面積の合計 (区分単位：㎡)		標準入力法・主要室入力法	300以下	246,000	124,000		
				モデル建物法	94,000	48,000	
		標準入力法・主要室入力法	300超～1,000以下	309,000	156,000		
				モデル建物法	120,000	61,000	
		標準入力法・主要室入力法	1,000超～2,000以下	399,000	202,000		
				モデル建物法	158,000	82,000	
		標準入力法・主要室入力法	2,000超～5,000以下	569,000	293,000		
				モデル建物法	256,000	136,000	
		標準入力法・主要室入力法	5,000超～10,000以下	701,000	364,000		
				モデル建物法	334,000	181,000	
標準入力法・主要室入力法	10,000超～25,000以下	829,000	432,000				
		モデル建物法	402,000	218,000			
標準入力法・主要室入力法	25,000超	946,000	494,000				
		モデル建物法	471,000	257,000			

その他の場合 事前審査無し)

## ◇建築物エネルギー消費性能向上計画認定、変更認定申請手数料一覧 &lt;焼津市&gt;

申請単位：件

申請の区分		評価方法	手数料の額（単位：円）	
			新規認定	変更認定
	5,000超～10,000以下	モデル建物法	256,000	136,000
		標準入力法・主要室入力法	701,000	364,000
	10,000超～25,000以下	モデル建物法	334,000	181,000
		標準入力法・主要室入力法	829,000	432,000
	25,000超	モデル建物法	402,000	218,000
		標準入力法・主要室入力法	946,000	494,000
		モデル建物法	471,000	257,000

※一戸建ての住宅以外の住宅の各区分のうち該当部分がない場合（0㎡）、当該区分の額を加算する必要はありません

※複数の建築物の連携による計画の認定を申請する場合は、棟ごとの手数料を合算した額となります。

- ・当初に認定された計画に記載のある建築物の変更をする場合は、棟ごとの変更認定の手数料になります。
- ・当初に認定された計画に新たに建築物を追加する変更をする場合は、棟ごとの新規認定の手数料になります。
- ・誘導仕様基準は住戸全体を、モデル建物法は非住宅全体（既存部分を含む）を当該基準で評価する場合にのみ適用可能です。